

福島空港教育旅行利用促進支援事業のご案内

令和7年4月
福島県空港交流課

福島県では、福島空港を利用した教育旅行に関する支援事業を実施しますので、御活用ください。

1 支援対象

中学校、高等学校、支援学校、視覚支援学校、聴覚支援学校、専修学校、その他知事が特に認めるもの

2 対象となる教育旅行・視察旅行の条件

福島空港に就航する国内定期路線（臨時便を含む）、国際定期路線（臨時便を含む）、国内チャーター便及び海外チャーター便を利用した教育旅行または福島県を目的地とする事前視察旅行

3 支援内容（下表の①+②、①+③又は④）

支援区分	要件及び補助額
① 学校等と最寄り空港（福島県及び福島県隣県の学校にあっては福島空港）間の貸切バスの借り上げ費用に対する支援	○ 補助額は、学校等と最寄り空港（福島県及び福島県隣県の学校にあっては福島空港）間の貸切バスの借り上げに要する費用全額（消費税額を除く）
② 海外教育旅行の実施に対する支援	○ 補助額は、生徒1人につき25,000円とし、1校当たりの上限額を500,000円とする。 (ただし、福島空港片道利用の場合は半額)
③ 国内教育旅行の実施に対する支援	<福島空港定期便利用の場合> ○ 補助額は、生徒1人につき10,000円とし、1校当たりの上限額を200,000円とする。 (ただし、福島空港片道利用の場合は半額) <福島空港乗継便またはチャーター便利用の場合> ○ 補助額は、生徒1人につき20,000円とし、1校当たりの上限額を400,000円とする。 (ただし、福島空港片道利用の場合は半額)
④ 福島県を目的地とする教育旅行の事前視察旅行に対する支援	○ 補助額は、1人あたり100,000円を上限とし、1校あたり2人までとする。 (ただし、福島空港片道利用の場合は半額)

4 申請期限

教育旅行実施月の前月15日までに、下記5の書類を福島県担当課へ提出してください。

5 提出書類

① 福島空港教育旅行利用促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

※ 添付書類（・旅行行程表の写し・旅行費用の見積書の写し）

② 補助金の振込口座情報（第1号様式（別紙））

※ 添付書類（・振込口座通帳の写し（表紙及び1ページ目））

【本事業に関するお問い合わせ先、申請書類の提出先】

福島県 空港交流課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎11階

電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913

電子メール：fkskuko@pref.fukushima.lg.jp